

第28号（令和2年2月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目次

頁

〔規則〕

- △ 横浜市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【環境創造局公園緑地管理課】 3
- △ 横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局公園緑地管理課】 4

〔告示〕

- △ 令和元年度横浜市一般会計補正予算（第4号）ほか16件の要領公表【財政局財政課】 6
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】 7
- △ 指定代理納付者の指定【市民局区連絡調整課】 15
- △ 同 【市民局窓口サービス課】 16
- △ 中区本牧原、港北区箕輪町一丁目並びに栄区鍛冶ケ谷一丁目及び鍛冶ケ谷二丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 24
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 25
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 26
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】 27
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】 28
- △ 横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等【建築局建築企画課】 29
- △ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】 40
- △ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】 42
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 43
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 44
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 45
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 46

〔公告〕

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 48
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 49
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 51
- △ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】 53
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 54
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】 55
- △ 公共下水道事業計画の変更【環境創造局下水道事業マネジメント課】 57

△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	58
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	59
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62
△	同【建築局調整区域課】	63
△	同【建築局調整区域課】	64
△	同【建築局調整区域課】	65
△	同【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	70
△	同【建築局調整区域課】	71
△	同【建築局調整区域課】	72
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	73
	[区公告]	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	74
△	同【戸塚区総務課】	75
△	同【戸塚区総務課】	76
△	同【戸塚区総務課】	77
	[水道局]	
△	横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程【人事課】	78
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	83
	[交通局]	
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】	84
	[医療局病院経営本部]	
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	85
	[監査委員]	
△	横浜市監査委員監査基準の公表【監査管理課】	86
	[職員共済組合]	
△	横浜市職員共済組合組合会の招集【職員共済課】	95

規 則

横浜市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第7号

横浜市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市公園条例の一部を改正する条例（平成29年6月横浜市条例第29号）は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第8号

横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月横浜市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条の2中「附属設備を含む。）」を「附属する施設を含む。第11条第1項第3号において同じ。）を管理して同公園」に改め、「年額は、」の次に「当該年度にアマチュア競技団体以外の団体が興行（入場者から入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を徴収するものに限る。）を行うため当該野球場を使用する場合にその対価として株式会社横浜スタジアムが徴収する額に100分の8を乗じて得た額及び」を加え、「横浜公園の野球場に」を「当該野球場に」に改め、「及び光熱水費」を削る。

第11条第1項第3号中「野球場」の次に「を管理して同公園」を加える。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別表第1 横浜公園の項を削り、同表に次のように加える。

阿久和富士 見小金台公園	分区園	1月から12月まで（使用期間に係る始期は4月1日とし、終期は翌年3月31日とする。）	—	日の出から日没まで
-----------------	-----	--	---	-----------

別表第1備考3中「（横浜公園の野球場を除く。）」を削り、同表備考5を削る。

別表第2第4号アの表を次のように改める。

種 別	貸切使用料
こども自然公園の野球場	1時間につき 1,300円

別表第2第4号ウ及びエを次のように改める。

ウ 貸切使用者が会合者から入場料等を徴収する場合の施設の使用料の額は、アに定める当該施設の使用料の額とする。ただし、貸切使用者が会合者から入場料等を徴収し、かつ、規定時間外に使用する場合は、イに定める当該施設の使用料の額とする。

エ 使用者が施設の附属設備を使用する場合の当該附属設備の使用料の額は、次の表に定める額とする。

附属設備の種別	単位	金額
更衣用ロッカー	1回	100円
屋外照明設備	30分につき	2,650円

備考 屋外照明設備の点灯開始時刻は、4月1日から5月15日まで及び8月16日から9月30日までは午後6時、5月16日から8月15日までは午後7時、10月1日から11月30日までは午後5時とする。ただし、気象状況の変化等により必要と認めたときは、点灯開始時刻を変更することができる。

別表第2第4号オ本文中「ウ」を「ウ本文」に、「附属設備」を「附属設備」に改め、同号オただし書中「ウ」を「ウただし書き」に、「附属設備」を「附属設備」に改める。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表第1に阿久和富士見小金台公園の項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 75 号

令 和 元 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ） ほ か 16 件
の 要 領 公 表

令 和 2 年 2 月 21 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 元 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ） ほ か 16 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第76号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和2年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量及び地質調査等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登載のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号

- ）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。
- ア 工事の入札に参加する者は、別表1に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類
- イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、登録を希望する種目に対応する業種
- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第3条第1項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去5年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第6号までのほか、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去5年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表2及び別表3に掲げる種目の

履行実績について、複数年度にわたる契約で履行期限到来前の契約又は、履行期限到来前の物品・委託等に係る契約で横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年12月横浜市条例第59号）第2条に定める契約については、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が6か月以上となる場合に限り、履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表2に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。

4 入札参加資格審査申請の手続

(1) 受付期間

令和2年4月1日(水)から随時に受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

(2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに第4号に定める提出書類を前号の期間に第3号に定める部署に直接持参又は郵送しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、次号の部署に連絡すること。

(3) 受付場所

ア 工事

- (ア) 令和2年4月17日まで

〒231-0017

中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

横浜市財政局契約部契約第一課

電話 045(671)2244

- (イ) 令和2年4月20日以降

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎11階）

横浜市財政局契約部契約第一課

電話 045(671)2244

イ 物品・委託等及び設計・測量等

(ア) 令和2年4月17日まで

〒231-0017

中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

横浜市財政局契約部契約第二課

電話 045(671)2186

(イ) 令和2年4月20日以降

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎11階）

横浜市財政局契約部契約第二課

電話 045(671)2186

(4) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条に定める
現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身
分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証
明書）

ウ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを
確認できる納税証明書

エ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険
組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入
を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

オ 委任状（委任する場合のみ）

カ 工事の入札に参加する者は、アからオまでに定める書類の
ほか次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し

ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等
評価通知書及び総合評定値通知書の写しに代わり、造船法
に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業
登録済証及び財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月
の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分
。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等の写し）

キ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、ア
からオまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月の末日まで
に事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業
の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

- (イ) 営業許可・認可証の写し
- (ウ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等の写し）
- ク 物品・委託等の入札に参加する者で、別表2に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書の写し等）
- ケ 組合の提出書類
 - (ア) アからクまでに定める書類
 - (イ) 組合の定款
 - (ウ) 組合役員名簿
 - (エ) 組合員名簿
 - (オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては
 - (ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類
 - a 官公需適格組合証明書
 - b 官公需共同受注規約
- (5) 工事の資格の区分に登録がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号イからオまでを省略することができる。また、名簿に登録のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ケ(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (6) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登録がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第4号イからオまで及びキ(ア)を省略することができる。また、名簿に登録のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ケ(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (7) 工事の資格の区分に登録がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登録がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第4号イからオまでを省略することができる。また、名簿に登録のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ケ(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (8) 日本国内に営業所を有しない者は、第4号イからエまでを省略することができる。
- (9) 申請において使用する言語等
 - ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の

訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(10) 申請できる工種及び種目

ア 工事

別表1に掲げる工種を申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる種目を申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる種目を申請できる。

5 変更に関する届出

前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を前項第3号に定める部署に提出しなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

(1) 第3項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。

(2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

(1) 相続したとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

(4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。

(6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。

(7) その他市長が必要と認めたとき。

- 8 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。
- 9 入札参加資格の有効期間
前項の通知で定める有効期間の始期から令和3年3月31日まで
- 10 入札参加資格の有効期間の更新手続
入札参加資格の更新を希望する者は、令和2年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。
- 11 この告示に関する問合せ先
横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671) 2707

別表1
工事

コード	工 種	コード	工 種
01	土木	15	解体
02	舗装	16	フェンス
03	とび・土工	17	電気
04	港湾	18	電気通信
05	造園	19	管
06	石	20	管更正
07	建築	21	機械器具設置
09	内装	22	消防施設
10	建具	23	さく井
11	塗装	24	上水道
12	区画線・標識	25	船舶
13	防水	26	その他
14	鋼構造		

別表2
物品・委託等

コード	種 目	コード	種 目
001	文具・事務機械	104	フォーム印刷
004	教育用品	105	地図作成
011	雑貨	106	製本
013	機械器具・工具類	108	特殊印刷
015	コンピュータ類	109	印刷物企画デザイン
016	電気機械類	110	光ディスク製作（CD、DVD等）
019	医療機械器具	201	自動車修理・点検
020	理化学機械器具	202	その他の修理

021	医薬	301	建物管理
022	工化学薬品	303	浄化槽・貯水槽等清掃
024	被服	309	資源化委託
029	看板等表示器具	310	貨物運送
033	什器・家具	315	害虫等駆除
034	厨房・浴槽機器類	316	コンピュータ業務
036	食料品・記念品	320	各種調査企画
037	動物・飼料	321	検査・測定
038	自動車	322	映画・ビデオ制作
039	自動車部品	323	広告
041	電車用品	327	電気設備保守
042	水道用品	328	機械設備保守
043	消防用品	329	施設運転管理・保守
044	燃料	330	廃棄物処理
047	原材料	350	その他の委託等
056	船舶・航空機	402	一般賃貸
060	その他の物品	501	電力・都市ガス
101	一般印刷	603	その他の業務

別表3

設計・測量等

コード	種 目	コード	種 目
901	建築設計（監理を含む）	905	建設コンサルタント等の業務
902	設備設計	906	測量
903	土木設計	907	地質調査
904	造園設計		

横 浜 市 告 示 第 77 号

指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
臨 時 運 行 許 可 申 請 手 数 料 及 び 諸 証 明 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間
令 和 2 年 1 月 29 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 78 号

指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
戸 籍 証 明 等 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間
令 和 2 年 1 月 29 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第79号

中区本牧原、港北区箕輪町一丁目並びに栄区鍛冶ケ谷一丁目及び鍛冶ケ谷二丁目における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）第2条の規定に基づき、中区本牧原、港北区箕輪町一丁目並びに栄区鍛冶ケ谷一丁目及び鍛冶ケ谷二丁目の街区を次のとおり変更する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 変更する街区

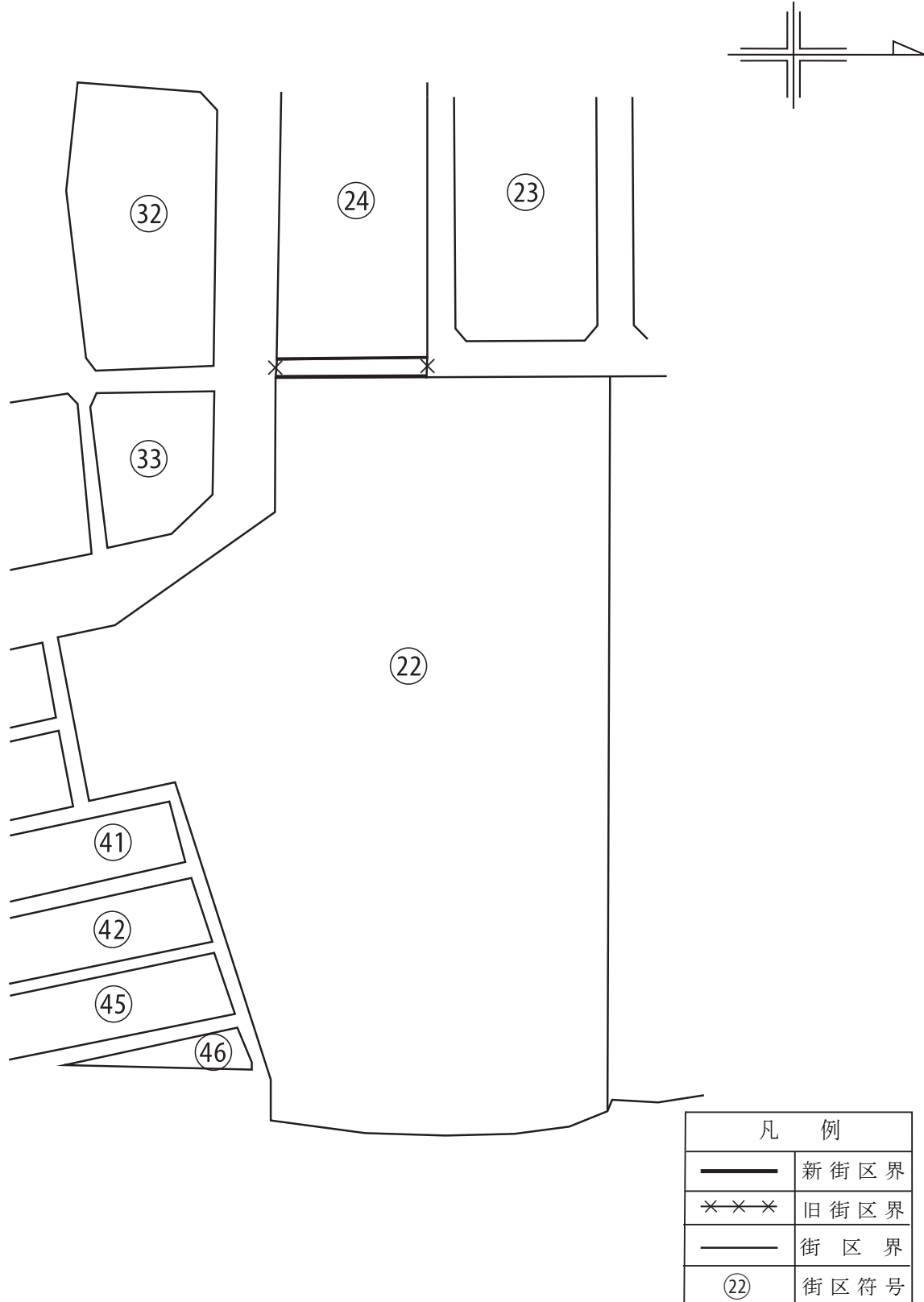
- (1) 中区本牧原22番街区及び24番街区（別図1のとおり）
- (2) 港北区箕輪町一丁目2番街区、16番街区、17番街区及び18番街区（別図2のとおり）
- (3) 港北区箕輪町一丁目11番街区及び12番街区（別図3のとおり）
- (4) 栄区鍛冶ケ谷一丁目3番街区、4番街区、5番街区、6番街区、15番街区、16番街区、17番街区、26番街区、27番街区、32番街区及び33番街区（別図4のとおり）
- (5) 栄区鍛冶ケ谷二丁目15番街区、35番街区、36番街区、37番街区、38番街区及び47番街区（別図5のとおり）
- (6) 栄区鍛冶ケ谷二丁目52番街区、53番街区及び54番街区（別図6のとおり）

2 実施期日

令和2年2月25日

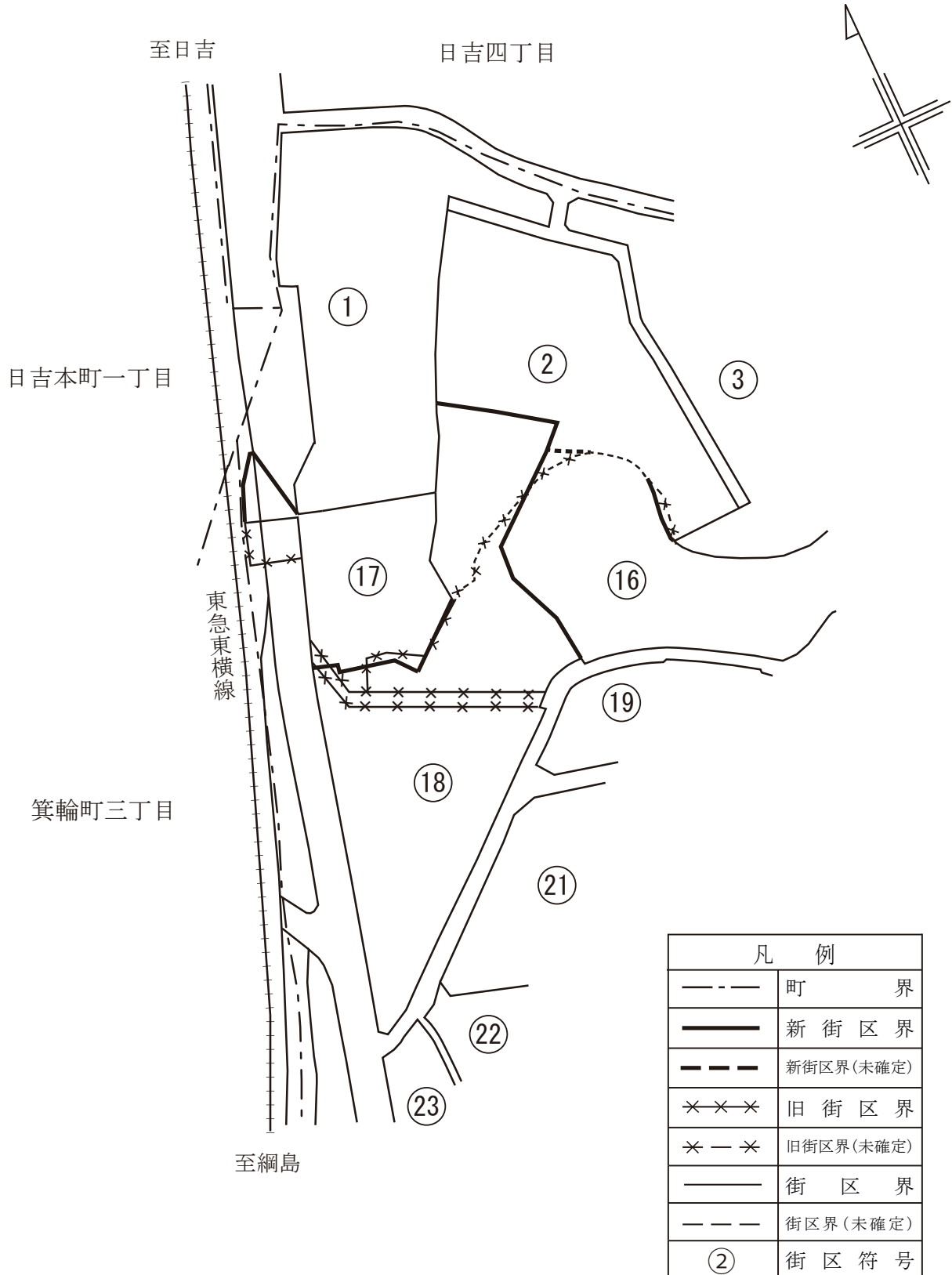
別図1

中区本牧原における街区の変更図



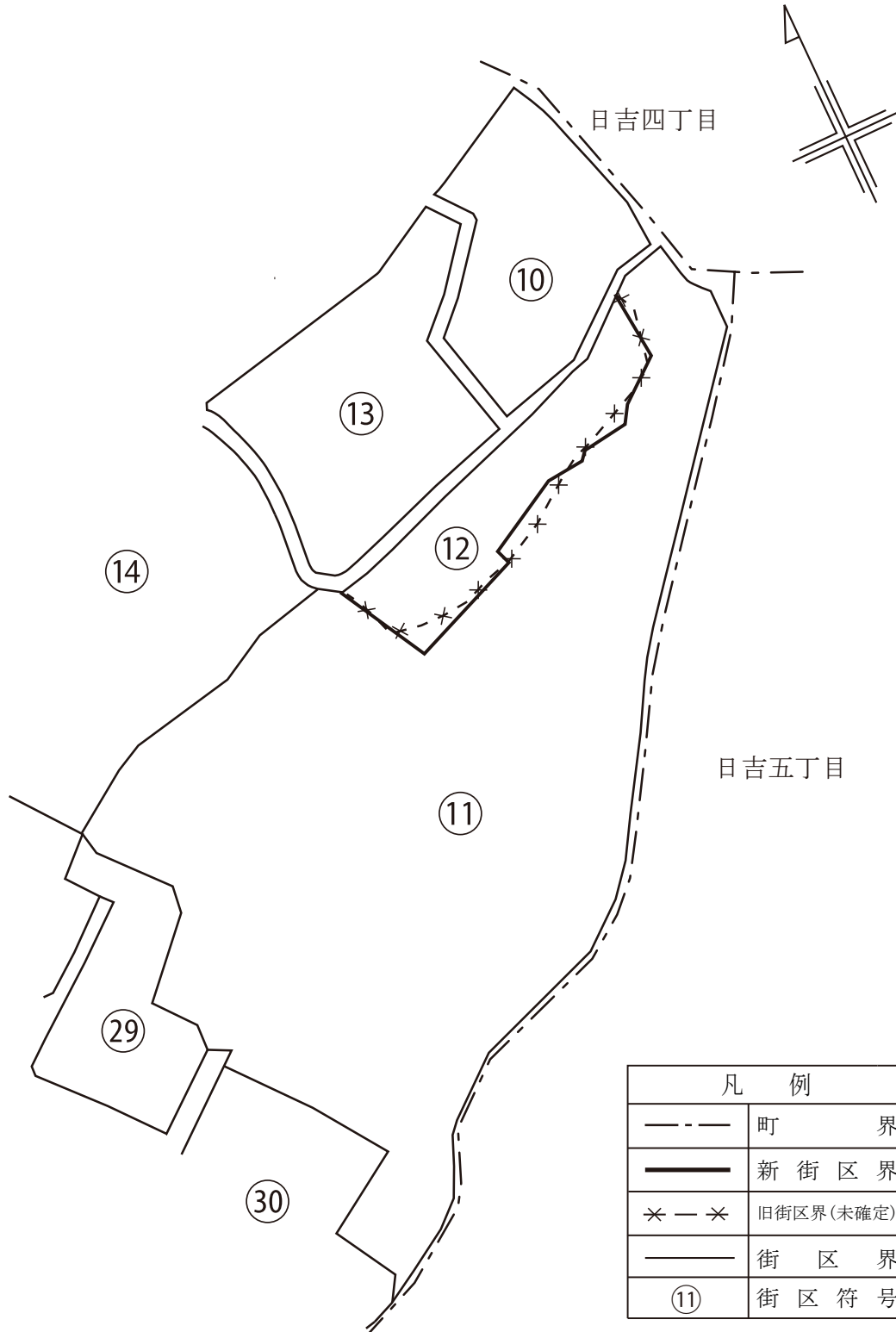
別図2

港北区箕輪町一丁目における街区の変更図



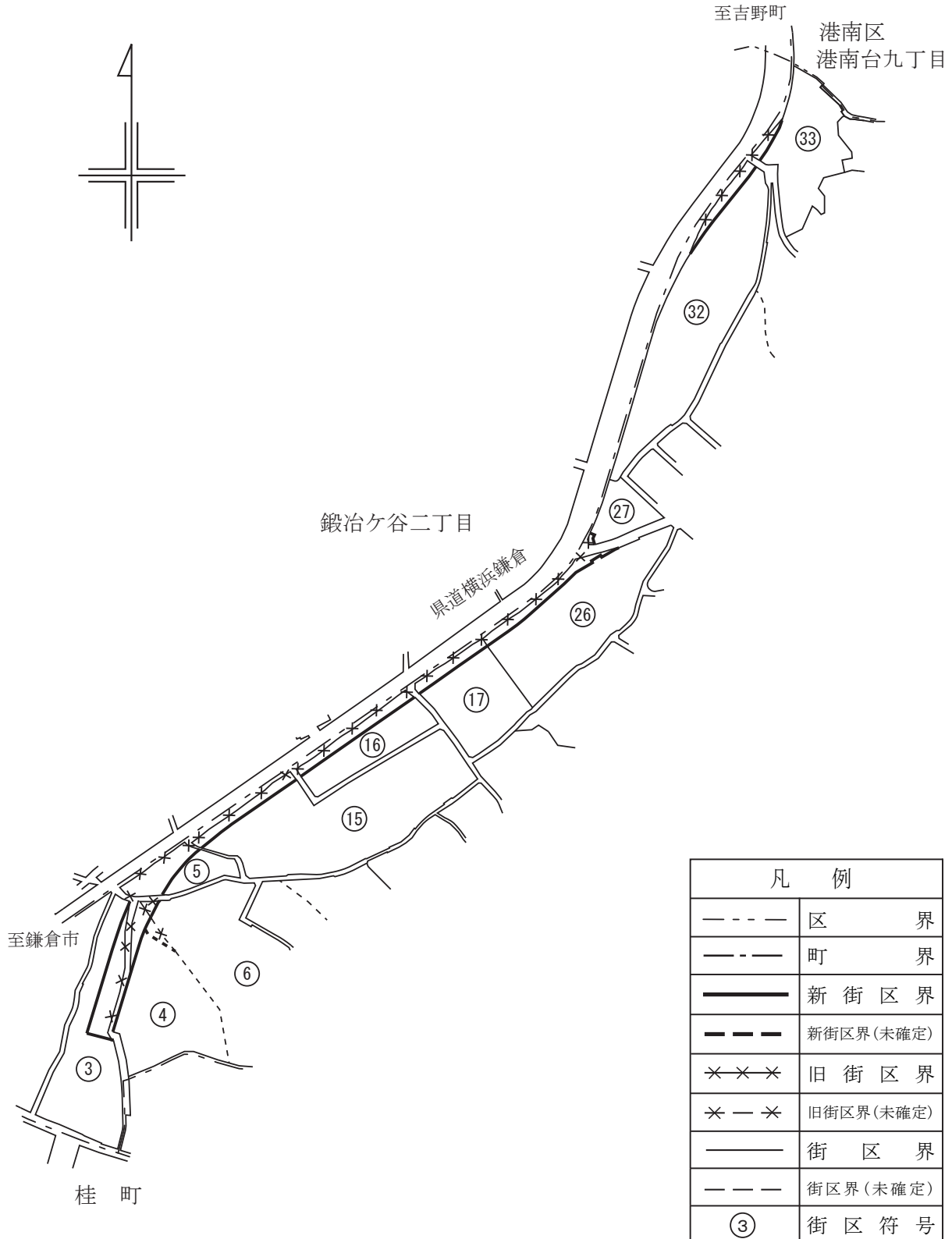
別図3

港北区箕輪町一丁目における街区の変更図



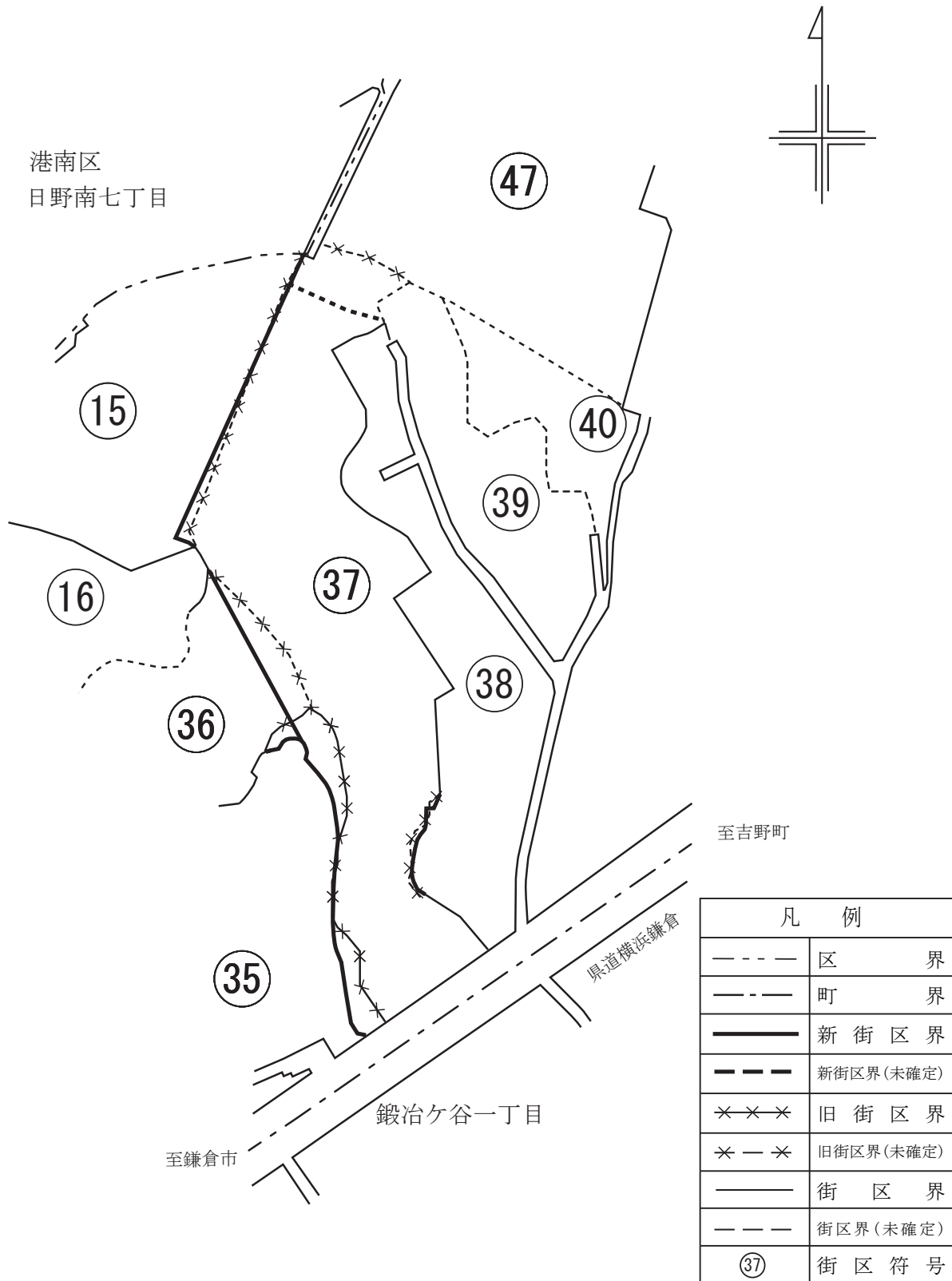
別図4

栄区鍛冶ケ谷一丁目における街区の変更図



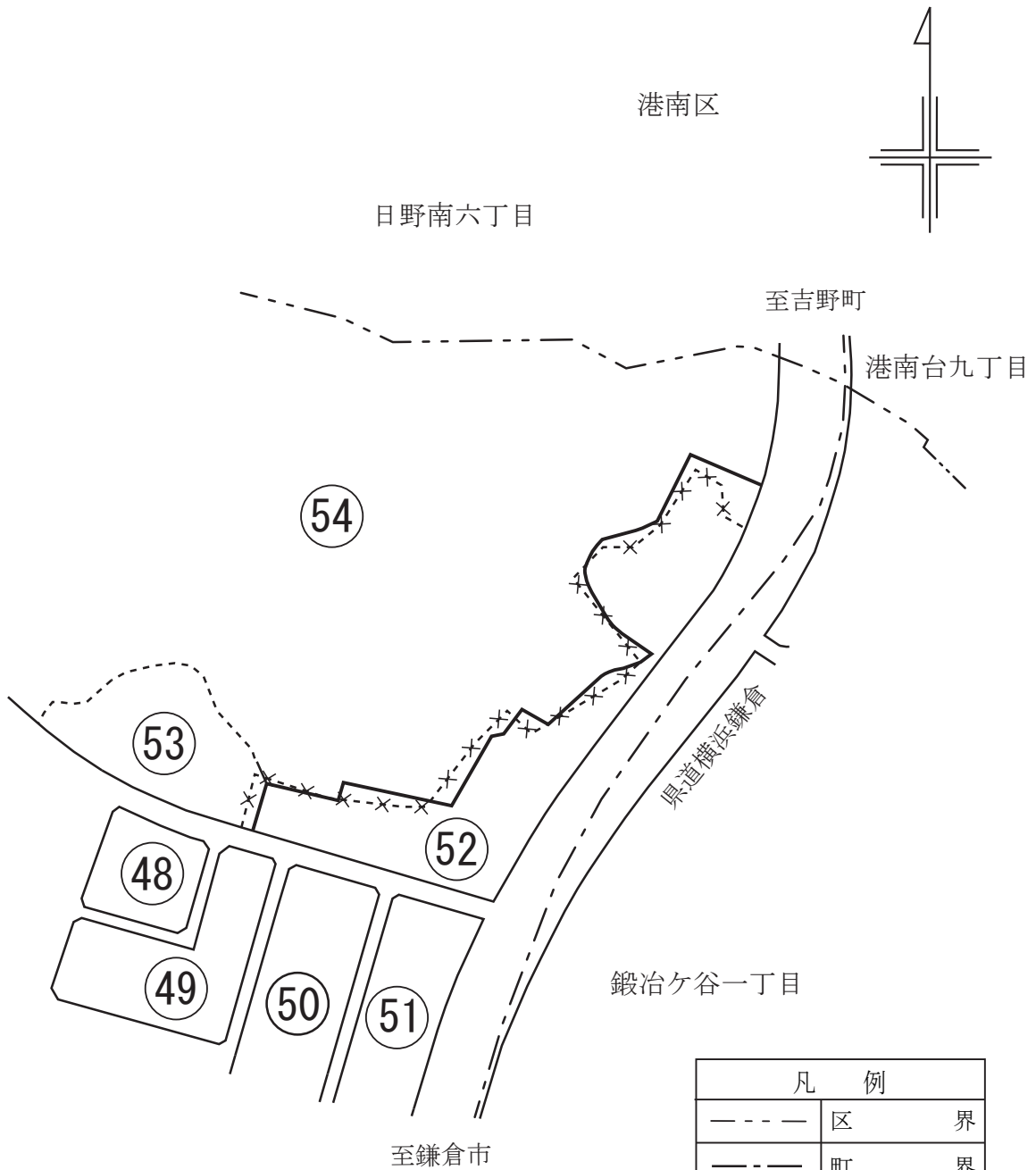
別図5

栄区鍛冶ケ谷二丁目における街区の変更図



別図6

栄区鍛冶ケ谷二丁目における街区の変更図



凡 例	
-----	区 界
-----	町 界
————	新 街 区 界
× — ×	旧街区界(未確定)
————	街 区 界
-----	街区界(未確定)
⑤②	街 区 符 号

横浜市告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年1月1日	合同会社クローバートータルケア	訪問介護メロン	中区山田町4番地	居宅介護、重度訪問介護
同	アンダンテワークス株式会社	就労継続支援B型 銀河上中里	磯子区上中里町820番地の1	就労継続支援B型
同	株式会社成上グループ	のぞみ介護	南区南吉田町5丁目45番地の6	行動援護
同	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター横浜高田	港北区高田東四丁目5番2号	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社よりそい	訪問介護よりそい	旭区白根六丁目26番4号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター市ヶ尾	青葉区市ヶ尾町1,063番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ネクサスケア	ネクサスコート青葉台訪問介護事業所	青葉区みたけ台22番地の16	居宅介護

横 浜 市 告 示 第 81 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 19 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	事 業 の 内 容
令 和 2 年 2 月 1 日	一 般 社 団 法 人 絆	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所 き づ な	金 沢 区 能 見 台 通 3 番 1 号	地 域 移 行 支 援 、 地 域 定 着 支 援

横 浜 市 告 示 第 82 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
令 和 2 年 2 月 1 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ム ー ミ ン の 会	つ む ぎ 相 談 支 援 事 業 所	西 区 浜 松 町 10 番 10 号

横浜市告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和元年12月31日	特定非営利活動法人ウェルウェルネット	ウェル共同生活研究所	港北区師岡町487番地	共同生活援助
令和元年12月31日	特定非営利活動法人ウェルウェルネット	ケアホームスマイル	緑区長津田みなみ台五丁目23番地の3	共同生活援助
令和2年1月31日	合同会社ライフデザイン大橋	訪問介護事業所 桔梗	青葉区荏子田三丁目12番地の5	居宅介護、重度訪問介護、同行援助
令和2年1月31日	株式会社中央防災技研	株式会社中央防災技研南区事業所	南区井土ヶ谷中町157番地	行動援護
令和2年2月29日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい戸塚	たすけあい戸塚介護保険部	戸塚区上倉田町391番地の5	重度訪問介護
令和2年2月29日	合同会社HEMS	訪問介護事業所 福ふく	港北区岸根町730番地	居宅介護、重度訪問介護
令和2年2月29日	一般社団法人アンフィニテ	アンフィニテビジネスアカデミー関内校	中区万代町1丁目2番地の12	就労移行支援
令和2年3月3日	株式会社千雅	短期入所事業の所 みどりの丘	緑区上山二丁目35番1号	短期入所

横浜市告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和2年2月1日	株式会社中央防災技研	株式会社中央防災技研 鶴見事業所	鶴見区潮田町1丁目8番地
令和2年2月1日	大栄管理株式会社	だいえい相談支援センター	金沢区並木一丁目17番7号
令和2年2月29日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーションつるみ	鶴見区鶴見中央一丁目28番2号
令和2年3月31日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーション寿	中区寿町2丁目8番地の9
令和2年3月31日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会 関内第二介護事務所	中区尾上町3丁目35番地
令和2年3月31日	株式会社ツクイ	ツクイ横浜希望が丘	旭区中希望が丘130番地の12

横浜市告示第85号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号。以下「細則」という。）第6条第3項第1号及び第5項第1号の規定に基づき、付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等（平成28年5月横浜市告示第400号）は令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

第1 この告示における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び細則の例による。

第2 細則第6条第3項第1号の規定に基づき市長が告示で定める定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(あ)の欄から(う)の欄までに掲げるものとする。

第3 細則第6条第5項第1号の規定に基づき市長が告示で定める調査結果表は、別記のとおりとする。

別表

	(あ) 調査項目	(い) 調査方法	(う) 判定基準	
(1)	地下街の各構え	令第128条の3第1項各号列記以外の部分に規定する地下街の各構えと地下道の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第128条の3第1項各号列記以外の部分の規定に適合しないこと。
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床版の耐火に関する性能の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第1項第1号の規定に適合しないこと。

(3)		幅員等の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第128条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ等の維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第1項第3号の規定に適合しないこと。
(5)		地上に通ずる直通階段等の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第128条の3第1項第4号の規定に適合しないこと。
(6)		末端の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第128条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。
(7)		防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第2の規定に適合しないこと。
(8)	防火区画	令第128条の3第2項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第2項の規定に適合しないこと。
(9)		令第128条の3第3項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第3項の規定に適合しないこと。
(10)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影

			響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(11)	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項までの各区分画の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項まで（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。）の規定に適合しないこと。
(12)	防火区画の外周部 令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項の規定又は令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項の規定に適合しないこと。

(13)			<p>令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等、令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備に損傷があること。</p>
(14)	<p>壁の室内面にす部</p>	<p>耐火構造の壁（防火区を成る壁に限る。）</p>	<p>令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ</p>	<p>設計図書等により確認する。</p>	<p>令第107条の規定に適合しないこと。</p>

			、全館避 難安全性 能に影響 を及ぼす 修繕等が 行われ ない場 合には、 第7項及 第11項 を除く。 規定に よる防 火性能 の状 況		
(15)			給水管、 配電管、 その他の 管又は 風道の 区画貫 通部の 充填等 の状 況	設計図書等により 確認し、修繕等が 行われ、かつ、点 検口等がある場合 にあっては、点検 口等から目視によ り確認する。	令第128条の3第 5項の規定により 準用する令第112 条第20項若しくは 第21項又は令第12 8条の3第5項の 規定により読み替 えて準用する令第 129条の2の4の 規定に適合しない こと。
(16)	令第 128 条の 3第 1項 第1 号に 定 る 床	軀体 等	木造の床 軀体の劣 化及び損 傷の状 況	目視により確認す る。	木材に著しい腐朽 、損傷若しくは虫 害があること又は 緊結金物に著しい 錆、腐食等がある こと。
(17)	令第 128 条の 3第 1項 第1 号に 定 る 床		鉄骨造の 床軀体の 劣化及び 損傷の状 況	目視により確認す る。	鋼材に著しい錆、 腐食等があること 。

(18)			鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の躯体の劣化及び傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(19)	床	耐火構造の床（防火区画構成するものに限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第11条第2項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難に影響を及ぼすおそれがある場合においては、第7項及び第11項を除く。）の規定による	設計図書等により確認する。	令第107条の規定に適合しないこと。

		区画の耐火性能の状況		
(20)		給水管、配電管、その他の管又は風道等の区画貫通部分の充填等の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第20項若しくは第21項又は令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(22)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(23)		令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により	令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する昭和48年建設省告示第2563号第1号ロ（同告示第5において準用す

		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての適合の状況	測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	る場合を含む。)の規定に適合しないこと。
(24)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。
(25)	各構えの居室の各部分から地下道への出入口までの経路	歩行距離の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第128条の3第4項の規定に適合しないこと。

(別記)

調査結果表 (地下街)

当該調査 に 関 与 し た 調 査 者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		対 象 の 有 無	調 査 結 果			状 況、 対 策 等	担 当 調 査 者 番 号
				指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格		
(1)	地下街の各構え	令第128条の3第1項各号列記以外の部分に規定する地下街の各構えと地下道の状況						
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床版の耐火に関する性能の確保の状況						
(3)		幅員等の状況						
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ等の維持保全の状況						
(5)		地上に通ずる直通階段等の状況						
(6)		末端の状況						
(7)		防煙区画の設置の状況						
(8)	防 火 区 画	令第128条の3第2項に規定する区画の状況						
(9)		令第128条の3第3項に規定する区画の状況						
(10)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項に規定する区画の状況						
(11)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況						
(12)		防火区画の 外周部	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の処置の状況					
(13)	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況							

(14)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項及び第11項を除く。）の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況						
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
(16)	令第128条の3	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(17)	第1項		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(18)	第1号規す床版		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(19)	床	耐火構造の床（防火区画を構成するものに限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項及び第11項を除く。）の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況						
(20)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部分の充填等の処理の状況						
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況						
(22)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況						
(23)			令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての適合の状況						
(24)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(25)	各構えの居室の各部分から地下道へ		歩行距離の状況						

	の出入口までの経路						
特記事項							
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(A4)

横浜市告示第86号

自転車等放置禁止区域の変更

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第9条第1項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

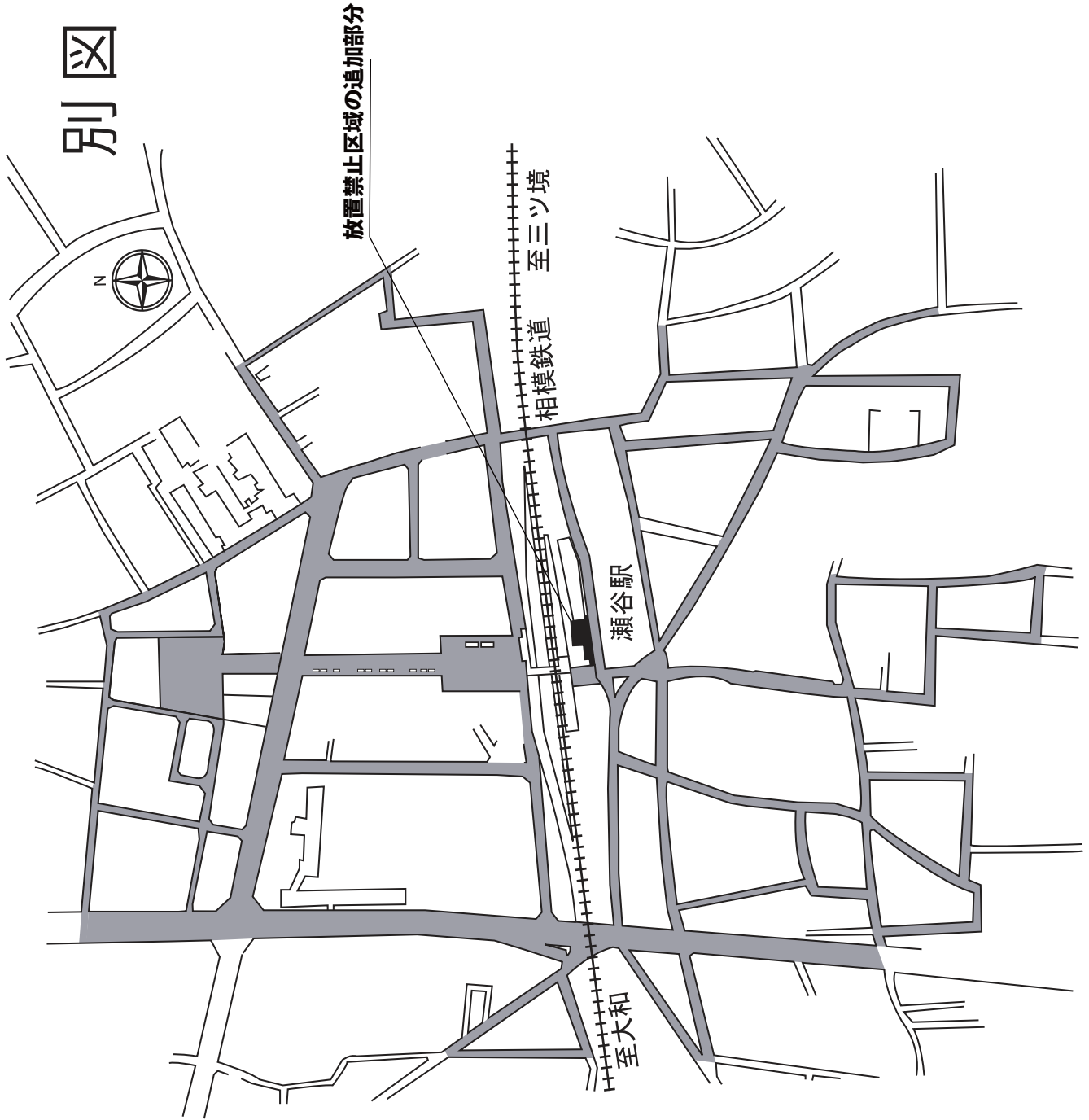
令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和2年4月1日	瀬谷駅周辺	別図のとおり

瀬谷駅周辺

別図



- 放置禁止区域の追加部分
- 既指定済放置禁止区域

横浜市告示第87号

電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

道路の種類	路線名	区 間
市道	谷津第481号線	金沢区泥亀二丁目86番の2地先から 同 区同 77番の1地先まで
市道	谷津第474号線	金沢区泥亀二丁目77番の1地先から 同 区同 76番の1地先まで

横浜市告示第88号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年2月27日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
高速横浜環 状北線	港北区菊名五丁目 581 番の 7 地先から 神奈川区西寺尾一丁目 1,152 番の 51 地先まで	44.02 ないし 173.90 m	1,096.99 m

横浜市告示第89号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和2年2月27日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
大田神奈川	旧	鶴見区馬場七丁目 1,455 番の29地先から 神奈川区西寺尾一丁目 1,052 番の2地先まで	3.66 ないし 21.24	m 407.14
	新	同	9.74 ないし 58.73	同
東京丸子横浜	旧	港北区菊名四丁目 371 番の6地先から 鶴見区馬場七丁目 1,466 番の1地先まで	9.47 ないし 27.74	260.05
	新	同	10.79 ないし 27.74	同

横浜市告示第90号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和2年2月27日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
高速横浜環状北線	旧	神奈川区子安台一丁目86番の7地先から 鶴見区生麦一丁目133番の5地先まで	68.94 ないし 100.22 m	240.76 m
	新	同	同	同
	旧	港北区新羽町2,744番の1地先から 同 区北新横浜二丁目8番の1地先まで	28.18 ないし 96.06	933.24
	新	同	同	同
	旧	都筑区川向町620番の4地先から 同 区同 町551番の2地先まで	180.61 ないし 219.06	191.39
	新	同	同	同

横浜市告示第91号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和2年2月27日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
鶴見駅三ツ沢線	旧	鶴見区馬場一丁目1,497番の1地先から 神奈川区西寺尾一丁目777番の1地先まで	9.20 ないし 9.37	146.24
	新	同	15.94 ないし 29.37	同
北寺尾第89号線	旧	鶴見区馬場七丁目93番の1地先から 同 区上の宮一丁目92番の5地先まで	3.61 ないし 3.96	40.04
	新	同	5.08 ないし 6.01	同
北寺尾第95号線	旧	鶴見区上の宮一丁目90番の1地先から 同 区馬場七丁目84番の18地先まで	2.72 ないし 4.70	50.17
	新	同	10.30 ないし 19.92	同
北寺尾第168号線	旧	鶴見区馬場七丁目85番の1地先から 同 区同 1,472番の7地先まで	8.39 ないし 29.70	304.44
	新	同	24.16 ないし	同

			48.10	
北寺尾 第181号線	旧	鶴見区馬場七丁目72番の2地先から 同 区同 74番の4地先まで	7.22 ないし 9.29	19.22
	新	同	10.36 ないし 20.81	同
高速横浜環 状北線	旧	鶴見区馬場七丁目1,463番の4地先から 神奈川区西寺尾一丁目1,152番の70地先ま で	43.76 ないし 165.26	322.85
	新	同	同	同
北寺尾 第200号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目1,082番の8地先か ら 同 区同 同 番の4地先ま で	3.86 ないし 6.41	75.37
	新	同	23.21 ないし 25.57	同
北寺尾 第347号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目777番の1地先から 同 区同 775番の1地先まで	8.00 ないし 8.15	117.64
	新	同	22.96 ないし 30.48	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 91 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 2 月 7 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 い ち ご い ち え	豊 島 誠 二	緑 区 鴨 居 二 丁 目 6 番 2 号	こ の 法 人 は 、 広 く 障 が い 者 に 対 し て 、 障 が い 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 を は じ め と し た 就 労 に 関 す る 相 談 ・ 支 援 を 行 い 、 障 が い 者 の 労 働 権 を 尊 重 し て 、 障 が い 者 の 社 会 福 祉 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第92号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年2月7日	特定非営利活動法人英の快	三 富 英 子	港南区上永谷五丁目12番22号	<p>変更前 この法人は、精神障害者に対して、精神障害のある方が積極的に日常作業を経験すると共に、精神障害者と地域住民との交流を促進し、地域住民の精神障害者に対する理解を深めてもらうための事業を推進すること、日常生活における精神保健医療及び福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。</p> <p>変 この法人は</p>

横浜市公告第93号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルミネ横浜店

西区高島二丁目16番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ルミネ

代表取締役 森 本 雄 司

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社スタイリングス 代表取締役 遠藤 育雄 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号 ほか101者	株式会社スタイリングス 代表取締役執行役員社長 沼尻 正芳 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号 ほか100者

(4) 変更の年月日

平成30年6月21日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和2年2月5日

3 縦覧場所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 94 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和2年2月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
天王町ショッピングデパート
保土ヶ谷区川辺町3番地の5ほか
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 飯 盛 徹 夫
東京都中央区八重洲1丁目2番1号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
15,951 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和2年2月10日
- 6 変更する理由
店舗建替のため
- 7 届出年月日
令和2年2月4日

横 浜 市 公 告 第 95 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 川 和 町 字 城 古 場 654 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 96 号

土 地 改 良 区 の 役 員 就 退 任 の 届 出

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 18 条 第 17 項 の 規 定 に 基 づ き、横 浜 市 金 沢 区 柴 土 地 改 良 区 から 次 の と お り 役 員 が 退 任 し、及 び 就 任 し た 旨 の 届 出 が あ っ た。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 退 任 し た 役 員 の 住 所 及 び 氏 名

役 員 の 別	住 所	氏 名
理 事	金 沢 区 柴 町 250 番 地 の 2	齋 田 佐 松
同	金 沢 区 柴 町 294 番 地	齋 田 隆 作
同	金 沢 区 柴 町 385 番 地 の 2	黒 川 延 男
同	金 沢 区 柴 町 225 番 地	齋 田 恭 一
同	金 沢 区 柴 町 126 番 地	小 山 松 一
同	金 沢 区 柴 町 40 番 地	宍 倉 正 保
同	金 沢 区 柴 町 206 番 地	森 田 祐 三
同	金 沢 区 柴 町 248 番 地	森 田 重 則
同	金 沢 区 柴 町 375 番 地 の 1	奥 田 康 夫
同	金 沢 区 柴 町 385 番 地 の 5	齋 田 謙 一
同	金 沢 区 柴 町 382 番 地 の 6	宍 倉 一 昭
同	金 沢 区 柴 町 298 番 地	小 山 喜 一 郎
同	金 沢 区 柴 町 247 番 地	齋 田 泰 伸
同	金 沢 区 柴 町 242 番 地	宍 倉 克 弥
同	金 沢 区 柴 町 382 番 地 の 9	平 野 佳 邦
同	金 沢 区 柴 町 273 番 地	小 山 彰
同	金 沢 区 柴 町 383 番 地 の 1	小 山 剛
監 事	金 沢 区 柴 町 59 番 地	小 山 廣 一
同	金 沢 区 柴 町 55 番 地	森 田 信 義

2 就 任 し た 役 員 の 住 所 及 び 氏 名

役 員 の 別	住 所	氏 名
理 事	金 沢 区 柴 町 250 番 地 の 2	齋 田 佐 松
同	金 沢 区 柴 町 294 番 地	齋 田 隆 作
同	金 沢 区 柴 町 385 番 地 の 2	黒 川 延 男
同	金 沢 区 柴 町 225 番 地	齋 田 恭 一
同	金 沢 区 柴 町 126 番 地	小 山 松 一
同	金 沢 区 柴 町 40 番 地	宍 倉 正 保
同	金 沢 区 柴 町 206 番 地	森 田 祐 三
同	金 沢 区 柴 町 248 番 地	森 田 重 則
同	金 沢 区 柴 町 385 番 地 の 5	齋 田 謙 一

同	金 沢 区 柴 町 382 番 地 の 6	宍 倉 一 昭
同	金 沢 区 柴 町 298 番 地	小 山 喜 一 郎
同	金 沢 区 柴 町 242 番 地	宍 倉 克 弥
同	金 沢 区 柴 町 382 番 地 の 9	平 野 佳 邦
同	金 沢 区 柴 町 383 番 地 の 1	小 山 剛
同	金 沢 区 柴 町 238 番 地	宍 倉 蔵 人
同	金 沢 区 柴 町 130 番 地	窪 田 光 秀
同	金 沢 区 柴 町 176 番 地 の 2	小 山 一 浩
監 事	金 沢 区 柴 町 55 番 地	森 田 信 義
同	金 沢 区 柴 町 247 番 地	齋 田 泰 伸

横 浜 市 公 告 第 97 号

公 共 下 水 道 事 業 計 画 の 変 更

下 水 道 法 (昭 和 33 年 法 律 第 79 号) 第 4 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る
同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 計 画 を 変 更 す る
た め 、 下 水 道 法 施 行 令 (昭 和 34 年 政 令 第 147 号) 第 3 条 の 規 定 に よ
り 次 の と お り 公 告 し 、 当 該 事 業 計 画 を 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 当 該 事 業 計 画 の 変 更 に つ い て は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に
、 横 浜 市 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 下 水 道 事 業 計 画 の 名 称
横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 変 更 計 画 書
- 2 予 定 処 理 区 域
縦 覧 図 書 の と お り
- 3 工 事 着 手 の 年 月 日
昭 和 25 年 4 月 1 日
- 4 工 事 完 成 の 予 定 年 月 日
令 和 8 年 3 月 31 日
- 5 縦 覧 場 所
中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 計 画 調 整 部 下 水 道 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 課
- 6 縦 覧 期 間
令 和 2 年 2 月 25 日 か ら 令 和 2 年 3 月 2 日 ま で

横浜市公告第98号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和元年 11月4日	30550	池谷ホーム 株式会社	(新)川畑博史	鶴見区岸谷四
			(旧)井野実夫	丁目3番17号
令和元年 12月21日	11640	株式会社湘 南建設	内山一雅	(新)西区浜松町 12番27号
				(旧)西区浅間町 1丁目6番地 の2
令和2年 1月6日	30027	有限会社増 田設備	増田佳文	(新)旭区桐が作 1,603番地の 5
				(旧)港南区日野 六丁目1番13 号
令和元年 12月25日	11146	ワнтаイ建 設株式会社	(新)坂口征夫	都筑区池辺町
			(旧)椀平邦夫	1,723番地
令和元年 12月11日	00457	志水工業株 式会社	(新)横島仁	瀬谷区瀬谷二
			(旧)志水宏巳	丁目43番地の 11

横 浜 市 公 告 第 99 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 桂 台 二 丁 目 中 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 100 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 協 議 成 立 年 月 日 及 び 協 議 成 立 番 号
平 成 29 年 3 月 10 日 第 28 開 212 号
- 2 協 議 申 出 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者
病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 三 ッ 沢 西 町 4 番 の 9 、 34 番 の 9 の 一 部 、 34 番 の 10 、 34
番 の 15 の 一 部 、 34 番 の 20 、 59 番 の 3 、 59 番 の 4 、 60 番 の 11 か ら 60
番 の 14 ま で 、 64 番 の 4 、 66 番 の 9 、 66 番 の 11 、 66 番 の 12 、 67 番 、
67 番 の 1 、 68 番 、 69 番 、 70 番 の 7 か ら 70 番 の 12 ま で 、 70 番 の 14 、
136 番 の 4 、 136 番 の 16 の 一 部 、 136 番 の 18 の 一 部 、 136 番 の 20
の 一 部 、 137 番 及 び 138 番 の 2 並 び に 西 区 宮 ヶ 谷 25 番 の 6 、 25 番
の 23 、 25 番 の 24 及 び 34 番 の 16 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 101 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 4 月 25 日 第 29 開 1414 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 芝 5 丁 目 34 番 6 号
J R 西 日 本 プ ロ パ テ ィ ー ズ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 久 保 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 瀬 谷 三 丁 目 19 番 の 1 及 び 19 番 の 5 か ら 19 番 の 7 ま で 並 び
に 瀬 谷 四 丁 目 (筆 界 未 定 2,396 番 の 2 、 2,397 番 の 2 、 2,398 番
の 2 、 2,399 番 の 3 及 び 道) の 一 部

横 浜 市 公 告 第 102 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 6 月 18 日 第 30 開 1107 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 杉 田 理 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 本 町 六 丁 目 2,483 番 の 1 、 2,483 番 の 3 、 2,483 番
の 4 の 一 部 、 2,492 番 の 1 、 2,492 番 の 4 か ら 2,492 番 の 8 ま で
、 2,492 番 の 9 の 一 部 、 2,494 番 の 1 の 一 部 、 2,495 番 の 2 及 び
5,112 番

横 浜 市 公 告 第 103 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 11 月 2 日 第 30 開 1316 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 76 番 地
伴 忠 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 矢 部 町 98 番 の 3 、 98 番 の 5 、 105 番 、 3,002 番 の 1 及 び
3,002 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 104 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 2 月 19 日 第 30 開 902 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号
京 急 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 坂 齊 素 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 森 四 丁 目 1,427 番 の 1 、 1,427 番 の 6 、 1,427 番 の 7 、
1,427 番 の 9 、 1,427 番 の 10 、 1,427 番 の 11 の 一 部 、 1,454 番 の
8 、 1,454 番 の 9 の 一 部 、 1,455 番 の 2 か ら 1,455 番 の 4 ま で 及
び 1,455 番 の 5 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 105 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 3 月 6 日 第 30 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 善 部 町 12 番 地
和 田 芳 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 善 部 町 119 番 の 13 、 119 番 の 28 及 び 119 番 の 29

横 浜 市 公 告 第 106 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 3 月 15 日 第 30 開 1814 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 栄 町 5 番 地 の 1
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 川 和 台 18 番 の 5 及 び 18 番 の 19

横 浜 市 公 告 第 107 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 5 月 22 日 第 31 開 701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 荏 田 南 二 丁 目 10 番 25 号
株 式 会 社 ト ッ プ ス ・ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 社 長 殿 内 莊 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ケ 谷 区 上 星 川 三 丁 目 332 番 の 3 か ら 332 番 の 7 ま で

横 浜 市 公 告 第 108 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 6 月 12 日 第 31 開 603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 31 番 8 号
共 同 エ ー ジ ェ ン シ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 石 井 政 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 芹 が 谷 五 丁 目 569 番 の 2 及 び 569 番 の 36

横 浜 市 公 告 第 109 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 8 月 22 日 第 31 開 803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 中 白 根 二 丁 目 37 番 20 号
有 限 会 社 ホ ッ プ ス
取 締 役 岩 崎 悟 史
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 白 根 二 丁 目 1,135 番 の 2 、 1,136 番 の 2 、 1,137 番 の 1
、 1,138 番 の 3 、 1,138 番 の 4 、 1,139 番 の 5 、 1,614 番 の 1 、
1,614 番 の 4 、 1,619 番 の 2 及 び 1,619 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 110 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 5 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 2 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
19.91 m
- 5 指 定 の 場 所
南 区 三 春 台 100 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 リ ア ル
代 表 取 締 役 桑 原 真

横 浜 市 公 告 第 111 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 2 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
32.81 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 190 番 の 2 及 び 190 番 の 25
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 三 枚 不 動 産
代 表 取 締 役 織 茂 誠 一
株 式 会 社 宮 武 不 動 産
代 表 取 締 役 餅 田 一 男

横 浜 市 公 告 第 112 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 番 号

第 31 ・ 11 ・ 7 号

2 指 定 年 月 日

令 和 2 年 2 月 13 日

3 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 道 路 の 延 長

14.01 m

5 指 定 の 場 所

港 北 区 新 羽 町 1,884 番 の 1 、 1,884 番 の 7 及 び 1,884 番 の 9

6 申 請 者 の 氏 名

株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド

代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横 浜 市 公 告 第 113 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 37 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 2 月 5 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
124.20 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 中 里 四 丁 目 441 番 の 167 地 先 か ら 485 番 の 20 地 先 ま で

区 公 告

戸 塚 区 公 告 第 13 号 (令 和 2 年 2 月 4 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 2 年 2 月 4 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 36 — 65 浜 横 浜	平 成 31 年 4 月 24 日

戸 塚 区 公 告 第 14 号 (令 和 2 年 2 月 4 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 2 年 2 月 4 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 40 — 96 浜 横浜	令 和 元 年 7 月 24 日

戸塚区公告第15号（令和2年2月4日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年2月4日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 31 — 54 浜 横浜	令和元年8月24日

戸塚区公告第16号（令和2年2月4日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年2月4日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 40 — 99 浜 横浜	令和元年10月5日

水道局

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程をここに公布する。

令和2年2月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

水道局規程第2号

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号。以下「任用規則」という。）の規定に基づき、横浜市水道局における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用等について、必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 会計年度任用職員は、任用規則第5条及び第9条に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

2 選考は公募によることとする。

3 前項に定める公募の方法は、市ホームページへの掲載を基本とし、可能な限り広く周知するものとする。

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらずに選考をすることができる。

(1) 前年度に設置されていた職と同一の職務内容の職が設置され、前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、前年度の当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると管理者が認める場合

(2) 公募を行った結果、応募者がいなかった場合又は公募選考の結果、当該職に係る適性を有する者がいなかった場合若しくは適性を有すると認めた者が採用を辞退し、かつ、他の採用候補者がいない場合

(3) その他職務の性質等から、公募により難しいと管理者が認める場合

2 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、4回を上限とする。

3 公募によらない再度任用は、第1項第1号の規定により能力の

実証を行い、結果が良好である場合に、認めるものとする。

- 4 公募によらない再度任用については、前年度に設置されていた職と、新たに設置される同一の職務内容の職の任期が連続している場合に選考を行うことができる。

(採用手続)

- 第4条 前2条に規定する選考を行う際は、任用を希望する者から、会計年度任用職員申込書(第1号様式)を徴する。ただし、前条第1項第1号の規定による公募によらない再度任用を行う場合は、会計年度任用職員申込書(再度任用)(第2号様式)を徴する。

- 2 選考(公募によらない再度任用は除く。)の際は、会計年度任用職員能力判定書に基づき能力の実証を行う。

- 3 前項に規定する会計年度任用職員能力判定書の様式及び能力の実証に係る手続の詳細については、別途定めるものとする。

(条件付採用期間の延長)

- 第5条 任用規則第10条の規定に基づく条件付採用の期間の延長については、会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合において、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(依願退職)

- 第6条 任用期間の満了を待たずに退職を希望する場合には、会計年度任用職員は原則として退職を希望する日の1箇月前までに、管理者に願出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程に基づき会計年度任用職員を職に任命するために必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

(再度の任用)

- 3 この規程の施行日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、新たに任用する会計年度任用職員の職と同一の職務内容と認められる特別職の非常勤嘱託員の職については、第3条第1項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

- 4 この規程の施行日前に設置された特別職の非常勤の職に任用されている職員が、能力の実証の結果、会計年度任用職員の職に任用された場合、その任用は第3条第2項の公募によらない再度任

用の回数には含めない。

第1号様式（第4条第1項）

会計年度任用職員申込書

【 年 月 日】

職名		整理番号		※人事担当者記入欄		写真 (3×4cm)
フリガナ		性別	男・女			
氏名		電話番号	()			
生年月日	年 月 日 (歳)					
住所	〒 _____ 自宅最寄駅 _____ 線 _____ 駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)					
〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴			
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許	【パソコンスキル】 ・Word (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・Excel (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・その他 () 【活用したい能力・経験等】		
〔志望動機〕						
【横浜市における他の職の申込状況】 <input type="checkbox"/> 当該非常勤職員のみ希望 <input type="checkbox"/> 他の非常勤職員と併願 (職名 : _____)			【採用された場合の兼業等の予定】 <input type="checkbox"/> あり (名称 : _____) <input type="checkbox"/> なし ※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。			
【欠格事由に関する申告】 次の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に 該当しない場合は、口にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者						
〔備考〕 ※人事担当者記入欄						

水 道 局 告 示 第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和2年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和2年2月横浜市告示第76号）を準用する。

令和2年2月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

交 通 局

交 通 局 告 示 第 1 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参
加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、
物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 交 通 局 が 発 注 する 令 和 2 年 度 の 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は
特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政 令 第 372 号)
の 適 用 の ある 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する
者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、 特 定 調 達 契 約
に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格 及
び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約
関 係) (令 和 2 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 76 号) を 準 用 する 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 城 博 俊

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 1 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参
加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、
物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 が 発 注 する 令 和 2 年 度 の 地 方 公 共 団 体
の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政
令 第 372 号) の 適 用 の ある 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入
札 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、
特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者 に
必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計
・ 測 量 等 契 約 関 係) (令 和 2 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 76 号) を 準 用 する

。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 2 号

横 浜 市 監 査 委 員 監 査 基 準 の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) に 基 づ く 横 浜 市 監 査 委 員 監 査 基 準 を 、 次 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

横 浜 市 監 査 委 員 監 査 基 準

令 和 元 年 12 月 18 日
監 査 委 員 決 定

(趣 旨)

第 1 条 横 浜 市 (以 下 「 市 」 と い う 。) に お い て 、 監 査 委 員 が 行 う 事 と さ れ て い る 監 査 、 検 査 及 び 審 査 (以 下 「 監 査 等 」 と い う 。) 並 び に そ の 他 の 行 為 は 、 こ の 基 準 の 定 め る と こ ろ に よ り 行 う も の と す る 。

(監 査 委 員 が 行 う 事 と さ れ て い る 監 査 等 及 び そ の 他 の 行 為 の 目 的)

第 2 条 監 査 等 及 び そ の 他 の 行 為 は 、 市 及 び 財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 対 象 と な っ た 団 体 等 (以 下 「 監 査 対 象 団 体 」 と い う 。) の 事 務 の 管 理 及 び 執 行 等 (監 査 対 象 団 体 に つ い て は 、 市 が 財 政 的 援 助 等 を 与 え て い る も の の 出 納 そ の 他 の 事 務 の 執 行 で 当 該 財 政 的 援 助 等 に 係 る も の に 限 る 。) に つ い て 、 予 算 及 び 法 令 、 条 例 、 規 則 そ の 他 市 又 は 監 査 対 象 団 体 が 定 め た 規 程 等 に 適 合 し 、 正 確 で 、 経 済 的 、 効 率 的 かつ 効 果 的 な 実 施 を 確 保 す る と と も に 市 政 へ の 信 頼 を 確 保 し 、 住 民 の 福 祉 の 増 進 に 資 す る こ と を 目 的 と す る 。

2 監 査 委 員 は 、 自 ら 入 手 し た 証 拠 に 基 づ き 意 見 等 を 形 成 し 、 結 果 に 関 す る 報 告 等 を 決 定 し 、 こ れ を 市 会 並 び に 市 長 、 関 係 の あ る 委 員 会 又 は 委 員 (以 下 「 市 長 等 」 と い う 。) 及 び 関 係 の あ る 公 営 企 業 管 理 者 (以 下 「 企 業 管 理 者 」 と い う 。) に 提 出 す る 。

(監 査 等 の 種 類 及 び 主 眼)

第 3 条 こ の 基 準 に お け る 監 査 等 の 種 類 は 、 次 に 掲 げ る も の と し 、 そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 め る こ と を 主 眼 と す る 。

(1) 住 民 の 直 接 請 求 に 基 づ く 監 査 (地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。) 第 75 条 の 規 定 に よ る 監 査)

選挙権を有する者からその総数の50分の1以上の連署をもって市の事務の執行について、監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性があるか。

- (2) 市会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

市会から監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性があるか。

- (3) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査）

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

- (4) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

- (5) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

- (6) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

市長から監査の要求があったときに、その要求に係る事項について、処理及び執行の事実の妥当性があるか。

- (7) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査）

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限る。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

- (8) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第30条第2項の規定による審査）

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

- (9) 現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）
会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているか。
- (10) 金融機関の公金出納監査（法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項の規定による監査）
法第235条第2項又は公企法第27条の規定により指定された金融機関が取り扱う市又は公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について、法令の定めるところによって行われ、また、指定契約の約定どおりに行われているか。
- (11) 基金運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）
市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか。
- (12) 住民請求監査（法第242条の規定による監査）
住民から法第242条に定める長若しくは委員会若しくは委員又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その事実を証する書面を添えて監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったか。
- (13) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任監査（法第243条の2の2第3項及び公企法第34条の規定による監査）
職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、市長又は企業管理者から監査の要求があったときに、その要求に係る事項について、市の職員が市に損害を与えた事実があるか。その事実があった場合に、市の職員に賠償責任があるか、また、賠償額はいくらか。
- (14) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定による審査）
市長から審査を求められた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。
- (15) 資金不足比率等の審査（健全化法第22条第1項の規定による審査）
市長から審査を求められた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第5条 監査委員は、監査等を実施するに当たり、職務上知り得た秘密は、これを他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第6条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第7条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査事務局の職員(以下「事務局職員」という。)に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、この基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項に規定する質を確保するため、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査等(第3条第12号に規定する監査を除く。以下「財務監査等」という。)の計画、財務監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(財務監査等の計画)

第9条 監査委員は、財務監査等の計画を策定し、その計画に基づいて財務監査等を実施するものとする。

2 財務監査等の計画は、これを年間計画と実施計画に分け、年間計画は遅くとも毎年度開始後最初の監査委員会議で、実施計画は当該財務監査等の実施までに策定するものとする。

3 監査委員は、年間計画の策定に当たり、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を年間計画に定めるものとする。

(1) 実施予定の財務監査等の種類及び対象

(2) 財務監査等の種類別実施予定時期

- (3) その他必要と認める事項
- 4 監査委員は、次に掲げる事項を実施計画に定めるものとする。
この場合において、財務監査等（第3条第1号、第2号、第6号及び第13号に規定する監査を除く。）の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を勘案するものとする。
- (1) 財務監査等の種類
(2) 財務監査等の対象
(3) 財務監査等の主な着眼点又は審査項目
(4) 財務監査等の実施期間
(5) 財務監査等の実施体制
(6) その他財務監査等の実施上必要と認める事項
（財務監査等の計画の変更）
- 第10条 監査委員は、財務監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合又は財務監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、財務監査等の計画を変更するものとする。
（財務監査等の実施通知）
- 第11条 監査委員は、財務監査等の実施に当たっては、あらかじめ財務監査等の範囲及び実施日程を市会議長（議会局が財務監査等の対象となった場合に限る。）、市長等及び監査対象団体の長へ通知するものとする。
（リスクの識別と対応）
- 第12条 監査委員は、財務監査等（第3条第1号から第3号まで、第6号及び第13号に規定する監査及び審査を除く。本条及び次条第2項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、財務監査等を実施するものとする。
（内部統制に依拠した財務監査等）
- 第13条 監査委員は、前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。
- 2 監査委員は、財務監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に財務監査等を行うものとする。
（財務監査等の実施手続）
- 第14条 監査委員は、必要な財務監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、財務監査等の計画に基づき、必要とする監査手続を選択し財務監査等を実施するものとする。
- 2 前項に規定する監査手続は、書類、帳簿、証書、設計書その他記録に基づき、照合、突合、実査、立会い、確認、質問等を行う

こととする。

3 監査委員は、監査手続の選択適用に関しては、その重要性、効果、範囲、日数等を考慮して決定するものとする。

(財務監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、財務監査等の実施に当たり、監査対象となる事務事業に関する証拠を市又は監査対象団体から入手し、これを検討するものとする。

2 監査委員は、財務監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査手続を追加して必要な財務監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第17条 代表監査委員は必要に応じて、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、監査専門委員を選任し、必要な事項の調査について、監査専門委員に委託することができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市又は監査対象団体の監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合に、それらの質の管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、第2項に掲げる者との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(財務監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第18条 監査委員は、第3条第1号に規定する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、同号に規定する監査の請求の代表者に送付するとともに市会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、第3条第2号及び第4号から第7号までに規定する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市会及び市長等に提出するものとする。

3 監査委員は、前2項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち市会及び市長等において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、第3条第3号、第8号、第11号、第14号及び第15号に規定する審査を終了したときは、意見を市長に提出するもの

とする。

5 監査委員は、第3条第9号に規定する検査の結果に関する報告を作成し、市会及び市長に提出するものとする。

6 監査委員は、第3条第10号に規定する監査の結果に関する報告を作成し、市会、市長及び関係のある企業管理者に提出するものとする。

7 監査委員は、第3条第13号に規定する監査の結果に関する報告を作成し、市長又は関係のある企業管理者に提出するものとする。

(見解等の聴取)

第19条 監査委員は、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、必要がある場合は、その対象となる区局本部の長から見解等を聴取するものとする。

(財務監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第20条 財務監査等の結果に関する報告等には、原則として、次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 財務監査等の種類
- (3) 財務監査等の対象
- (4) 財務監査等の主な着眼点又は審査項目
- (5) 財務監査等の実施内容
- (6) 財務監査等の実施期間
- (7) 財務監査等の結果

2 前項第7号の財務監査等の結果には、第3条各号に掲げる財務監査等の種類に応じて、前項第1号から第6号までの記載事項のとおりに財務監査等を実施した限りにおいて、第3条各号に掲げる事項が重要な点において適正と判断できる場合にはその旨、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 第1項第7号の財務監査等の結果には、第3条各号に掲げる財務監査等の種類に応じて、当該各号に掲げる事項が重要な点において適正と判断できない場合にはその旨、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を財務監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、財務監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(住民請求監査の結果の通知等)

第21条 監査委員は、第3条第12号に規定する監査について、請求に理由がないと認めるときはその旨を請求人に通知し、請求に理

由があると認めるときは市会、市長等又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知するものとする。

(合議)

第22条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第3条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する監査の結果に関する報告の決定
- (2) 前号の報告に添える意見の決定
- (3) 第1号の報告に係る勧告の決定
- (4) 第3条第3号、第8号、第11号、第14号及び第15号に規定する審査に係る意見の決定
- (5) 第3条第12号に規定する監査に係る法第242条第4項の規定による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第10項の規定による意見についての決定
- (6) 第3条第13号に規定する監査に係る法第243条の2の2第3項及び公企法第34条の規定による決定並びに法第243条の2の2第8項後段及び公企法第34条の規定による意見の決定
- (7) 法198条の4第1項及び第4項の規定による監査基準の策定及び変更
- (8) 外部監査人が実施する監査の事務を補助させる者に関する協議
- (9) 外部監査人と締結している外部監査契約の解除に関する意見
- (10) 包括外部監査の契約締結に係る意見の決定
- (11) 包括外部監査人が実施する監査における関係人調査等の協議及び監査結果に関する意見の決定
- (12) 第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する監査に係る個別外部監査契約に基づく監査の実施及び個別外部監査契約の締結に関する意見の決定並びに個別外部監査契約を締結した者(以下「個別外部監査人」という。)が実施する監査における関係人調査等の協議及び監査結果に関する意見の決定
- (13) 第3条第12号に規定する監査に係る個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議
- (14) 第3条第12号に規定する監査に係る個別外部監査人の監査結果に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告
- (15) 法第243条の2の規定による市長等及び市の職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定又は改廃に関する意見

2 監査委員は、前項第1号の報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査等の結果の公表)

第23条 監査委員は、前条第1項第1号から第6号まで及び第14号に掲げる事項の内容は、監査委員全員(除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。)の連名で公表するものとする。

2 監査委員は、第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する監査に係る個別外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを監査委員全員の連名で公表するものとする。

3 監査等の結果の公表は、横浜市報に登載する等により行うものとする。

(措置状況の公表等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があった場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置の状況又は措置が講じられていない状況の報告を求めるものとする。

(委任)

第25条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 の 招 集

令 和 2 年 3 月 11 日 (水) 午 前 10 時 15 分、次 の 案 件 を 付 議 す る た め、横
浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 を 招 集 す る。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 渡 辺 巧 教

- 1 令 和 2 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 業 計 画 及 び 予 算
- 2 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 定 款 の 一 部 変 更
- 3 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 運 営 規 則 の 一 部 変 更